

エコロジカルな地域社会を 目指して50年！ 無茶々園の概要

1974年15aの無農薬実験園から始まる！



自己紹介

大津清次（おおつせいじ）

1965年生まれ、愛媛県西予市明浜町出身。60歳

1984年愛媛県立宇和高校卒業

1985年大津宅送開業

1988年無茶々園入社

1993年(株)地域法人無茶々園専務取締役

1998年日本労働者協同組合連合会へ3年間出向

2004年地域協同組合無茶々園専務理事

2011年(株)地域法人無茶々園代表取締役

2013年(株)百笑一輝（無茶々園福祉部門）代表取締役

2015年パルシステム生活協同組合連合会 生産者・消費者協議会代表幹事

2017年日本労働者協同組合連合会副理事長

2018年あけはまシーサイドサンパーク(株)（西予市第3セクター）代表取締役

現在、(株)地域法人無茶々園代表取締役 地域協同組合無茶々園専務理事、

株式会社百笑一輝代表取締役、日本労働者協同組合連合会副理事長

あけはまシーサイドサンパーク(株) 代表取締役、

柑橘生産1.2ha(土日百姓)

せいよ

あけはま

かりえ

愛媛県西予市明浜町狩江地区



各種の地域認定

- ・ 重要文化的景観（狩浜地区）
- ・ ジオパーク（西予市）
- ・ 日本農業遺産（南予地方）

無茶々園の理念

大地と共に心を耕せ！

無茶々園は環境破壊を伴わず、健康
で安全な食べ物の生産を通じて真の
エコロジカルライフを求め、町づく
りを目指す運動体です。

ちいききょうどうくみあいむちやちやえん 地域協同組合無茶々園（愛媛県 西予市）

概要

青年農業者による有機農業活動を出発点とし、現在は漁業者と連携した漁業振興や地域環境保全、女性が活躍する高齢者への介護事業等の分野に多角化し雇用の場を創出。

農事組合法人で扱えない事業を展開するため、株式会社等の会社を設立するとともに、各法人を「地域協同組合無茶々園」が事務局として統括し、協同労働の理念をもとに、社員が意見を出し合いながら事業を運営している。



地区の現状・課題

＜活動の規模＞
生産活動の範囲は中学校区
地域づくりに取り組む範囲は旧小学校区

リアス式海岸と急峻な山々に囲まれた狩江地区は、石灰岩を石積みした段々畑でのかんきつ栽培と宇和海での養殖を中心とする漁業が主な産業。65歳以上の割合は47%で高齢化が進行。

無茶々園では有機農業の仲間を拡大し産直の販路拡大に取り組む中で、生産者と都市生活者とのつながりを強め、環境活動や地域活動にも取組を拡げており、人口減少が進む中、地域自給と事業推進による自立したモデルを構築し、地域づくりまで事業化することが課題。

体制図

＜組織形態＞分離型

地域協同組合無茶々園（4法人等をまとめる事務局：任意団体）

農事組合法人
無茶々園

◆柑橘生産

株式会社
地域法人
無茶々園

◆販売等の
総務部門

有限会社てんぼ印
※旧ファーマーズ
ユニオン北条

◆大規模農場の
運営

株式会社
百笑一輝

◆福祉事業

海の生産者
◆生産・加工
環境活動

連携

連携

連携

四国エコネット
◆柑橘の有機栽培等
を行う仲間を組織化

ファーマーズユニオン
ベンチャー
◆海外事業展開

西日本
ファーマーズ
ユニオン

西日本有機
農業生産者
協同組合

課題に対する主な取組

有機農業と産直販売の推進

国内有機農業の先駆けとして、農事組合法人化、柑橘栽培での品質管理の徹底、加工品等のブランド化、産直拡大に取り組む。



無茶々園の園地は、約125ha、狩江地区の約7割に拡大、産直会員は約1万人、農業産出額は10億円超に成長(令和6年)。

新規就農者の育成・確保

研修実施組織を設立し海外からも含めた研修生を育成するとともに、大規模農場による有機農業の実践に取り組み、若手を積極的に活用。



研修生のうち21名が農業で活躍。計25haの大規模農場で9名の研修生が若い担い手として活躍(令和6年)。

女性が活躍する福祉活動

婦人部のホームヘルパー養成の取組を基に、福祉事業へ参入するため法人を設立し介護事業所を開所。女性有志の会で配食サービスも展開。



4施設で約80名の雇用を創出。農業と連携し高齢者の介護予防と手仕事の提供に貢献(令和6年)。

漁業者との連携、観光事業

漁業者と連携して山と海の環境保全活動の実践、真珠や水産物の加工・販売に取り組むほか、旧小学校舎を拠点に活用し段々畑の観光等に取り組む。



地域の環境保全と産業振興に貢献。段々畑の観光500名の観光客を受け入れ(令和6年)。

1. 組織・取組の発展プロセス（農林漁業の振興の取組から生活支援等の取組に活動を多角



基本情報

組織名：地域協同組合無茶々園
連絡先：株式会社地域法人無茶々園 TEL 0894-65-1417

所在地：愛媛県西予市明浜町狩浜2-1350
視察の受入：可（受入条件：資料代500円 要相談）

URL: <https://www.muchachaen.jp/>



平成28年度農林水産祭

むらづくり部門で天皇杯授与



**無茶々園が創業から実践
してきたことが制度へ**

農水省（みどりの食料システム戦略） ・
環境省（地域循環共生圏）
厚生労働省（労働者協同組合法）
を活かした

持続可能な地域づくり！

無茶々園の基本的な考え方

- ・ F（食料）、E（エネルギー）、C（福祉）、
W（雇用）の自給による自立した町づくり
- ・ 都市生活者、国際田舎の連帯事業を推進

21世紀型

社会変革・世直し運動

社会的連帯経済の実験取り組み！

地方みらい共創戦略のモデルと言えるのでは！
（超過疎地における）

西予市明浜柑橘加工施設の運営参加

あけはまシーサイドサンパーク(株) (西予市第3セクターが指定管理運営)

概要: 加工施設兼事務所1,153㎡、 冷凍冷蔵庫403㎡

ジュース搾汁施設(20t/日、1200t/年) ➡ インライン搾汁法 + ベルト式搾汁法

ビン詰め充填施設(6000本/日、50万本/年) ジャム等製造施設



2023年11月稼働

令和5年度農山漁村振興交付金事業

西予市明浜柑橘加工施設の特徴

- ①柑橘農家オリジナルジュースの製造
(最低ロット150本～原料360kg)
地域柑橘農家の売上貢献

- ②ジュース粕のたい肥化
地域循環型農業への一歩
(すべてみかん山へ返す)

- ③地域雇用の促進
多様な働き場所創出



有機農業推進に対する課題

- 1、大きな方針は、令和2年改正（p3）に賛成
- 2、数値的な目標が達成できていない課題
 - ①有機農業者の所得が低い（直接払をヨーロッパ並みへ）
一般的な栽培農業者や他産業比べ低い
 - ②温暖化（沸騰化）に栽培技術が追いついていない
 - ③行政（自治体）の本気度が見られない
持続可能な地域づくりの中心に有機農業普及を義務化するぐらいでないと進まない。
 - ④消費者の理解が弱い（ヨーロッパなどと比べ）
環境問題（特にヨーロッパは地下水）生物多様性など

有機農業推進に対する意見・提案

【生産・技術】柑橘

- ①技術体系（温暖化対策）の構築（多くの事例実験補助…急務）
高温障害（7月～9月）除草対策（機械・有機除草剤など）
有機栽培に適した高級柑橘・多収柑橘の開発
県別開発競争ではなく、国家的な技術開発
➡所得倍増を目指さなければ普及は難しい
- ②労働力確保とスマート農業技術（省力化）の開発
➡外国人労働者確保（育成就労制度の農業除外へ）
➡ドローン技術の普及（高温対策…エタノール、トレハロースなど）
- ③担い手育成支援
従来の各種支援＋農業の副業化支援（大勢の参加）
- ④鳥獣害対策…森林整備とセットしないと解決できない

【自治体】一部の農家だけが残っても集落（暮らし）崩壊

- ①持続可能な地域づくりの中の有機農業推進義務化
- ②国、自治体のリーダーシップ

有機農業推進に対する意見・提案

【加工・輸出・販売・集荷・流通】

①加工・輸出業者と産地の新たな連携強化

➡累進課税方式により産地へ還元

➡高圧処置によるおいしいジュース開発 (法律改訂)

②有機専門市場（公設）の実験開設

➡一定量確保までは補助金で支援

➡出荷物に対して補助金 (生産者と消費者にメリット)

③消費者理解醸成

➡体験交流・食育の促進、YouTubeなど広報

【団体】

①JAや農業者団体等の強化支援

➡強い農家の育成から強い地域組織の育成

➡良識ある消費組織や行政の参加型が望ましい

要望事項

果樹関係事業と収入保険

果樹関係事業

- ・課題や必要な施策は各地域で異なる。
- ・一方で、事業のメニューは基本的に全体で均一にされている。

要望点

- ・ボトムアップで用途を提案できる仕組み。

目の前の事例

- ・急傾斜地でモノレールでの運搬が主体。
- ・モノレールはメーカーの撤退で寡占化して金額が高騰している。
- ・小規模な運搬器具に対して過大なコスト。地域での営農に負担。
- ・事業では基本的に「新設」が対象だが、レール交換、延長などの維持管理が対象にならない。

収入保険

- ・不作や天災への補償として重要。
- ・各種事業の対象となるための条件化されている。

集計期間の問題

- ・収入保険の集計は1～12月の区切りしかない。
- ・当地の柑橘産業は10～12月の温州みかん、1月以降の中晩柑類で経営を構成している。
- ・不作の影響が複数年にまたがり、マイナスが相殺されてしまう。
- ・柑橘の特性とマッチしない。

要望点

- ・本来の制度主旨から考えると、作物ごとに集計期間を定められるように改めるべきでは。

育成就労制度

2027年から育成就労制度が改訂？

- ・ 厚労省案では、管理支援機関の常勤職員 1 人につき、管理対象者の枠）を 8 社未満に制限する案。

これまでは 8 社未満または 40 名未満のどちらかを満たす条件だった。

- ・ 新しい基準では管理支援機関では常勤職員 1 名に対して最大 7 社しか取り扱いができなくなる。

農業では

- ・ 農業分野では経営規模が小さい個人農家での制度活用が多く、1 社（1 農家）あたりの受け入れ人数が少ない。
- ・ 管理支援機関としては 1 社あたりの管理費が少なくなる。

改定後に想定されること

- ・ 管理支援機関が 1 社あたりの受け入れ人数が多い製造業等の他業種に対象を絞っていく可能性がある。

- ・ 制度を利用する 1 社あたりで負担する管理運営費（常勤職員の費用）も増加し、経営規模の小さい農業分野には不利な制度改定。

- ・ 育成就労制度の利用をあきらめて経営規模を縮小する農家も出てくる。

要望点

- ・ 農業をはじめとした第一次産業での受け入れも考慮した制度設計に。

鳥獣害、山林と農業の関係

鳥獣害が急激に拡大

- ・イノシシ害が中心だがシカ、サルなども生息範囲が広がっている。
- ・カラス、ヒヨドリ等の鳥害も多く、農家はお手上げの状態。
- ・特にイノシシの影響が大きい。果実の食害にとどまらず、樹体の破損、石垣の崩壊など、営農基盤ごと壊れる。

制度的な課題

- ・鳥獣害への対策事業がそもそも少ない。
- ・狩猟免許の取得率が低く、猟友会による制約も多い。（農家と猟師の方向性の違いで合意形成が難しい）

山林との関係性

- ・獣害は近隣の山林からやってくる。
- ・山林の状況が果樹園地への影響する。

果樹カメムシの問題

- ・西予市は海岸部は果樹産地だが、山間部やヒノキなどの植林が多く、人工林と果樹園地が近接した条件。
- ・果樹を食害するカメムシが大発生。発生源は近隣のヒノキ林。
- ・昨年の春は花や幼果を加害して不作の一因になった。
- ・カメムシは春よりも秋に発生するケースが多く、収穫直前の果実を加害する。
- ・加害によって農家の収穫量減少を招くほか、農薬での防除対応が必要になり、有機栽培の推進には避けがたい障壁のひとつになっている。

山林と農業課題のすり合わせを

- ・農業側から発生源であるヒノキ林への対策はできない。
- ・山林による環境課題のひとつ（花粉症と同じ構造）
- ・山林と農業の両方を見据えた施策を。

集落維持とまちづくり

明浜の地域的特徴

- ・無茶々園のある明浜は交通利便性は低く、地形も生産効率が悪い一方で、独自の産業や地域文化を形成してきた。
- ・大規模化、効率化だけでは集落機能は維持できない。

無茶々園独自の取り組み

- ・農業も大規模、家族経営、副業、農副連携等、多様な形態を実現させて、地域社会や文化、景観を維持する。
- ・都市部からの移住や、海外での拠点化を実行してきた実績があり、首都圏の生協等取引先との人的交流も発展させていくことができる。
- ・コンビニエンスストア等の大手資本とも協力して、買い物が社会課題化する条件不利地へサービス展開を行う可能性。

地域づくりの推進を提案

- ・農水省のRMO、環境省の地域循環共生圏などの制度や事業があるが、条件や制約が多くうまく当てはめにくい。
- ・無茶々園独自で構築してきた地域事例をモデルとして展開できる事業も要望（提案）

特定地域づくり事業協同組合

移住者受入れでは有効な制度ですが、西予市では、困難な状況です。以下のような対策はできませんか

- ・国からの直接補助の実施はできないか？
現行制度では、市からの補助金に対して交付金（50％）となっているが、国からの直接補助を実施して頂きたい。
- ・特別交付税措置の引上
現行制度では、特別交付税措置率が50％となっているが、これを100％としていただく。

間資金の活用

民間（組合員等）からの出資による運営

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

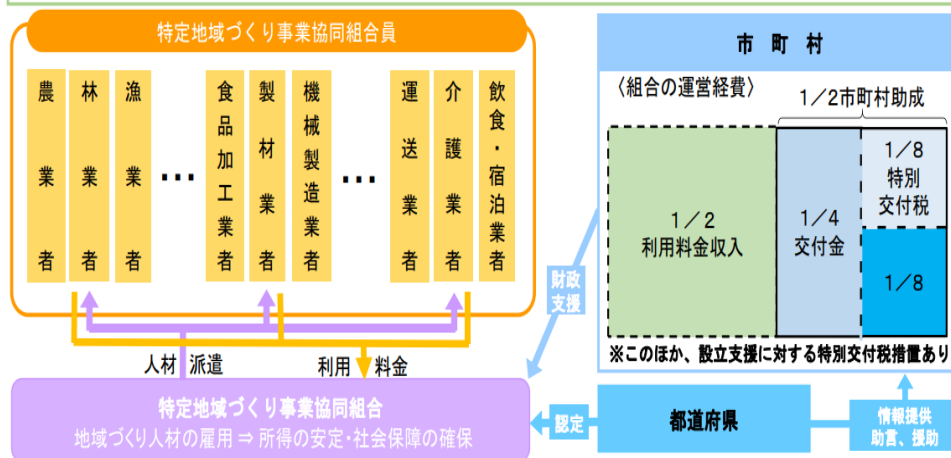
- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、U/Iターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



ローソンの買い物難民支援は面白い



地域密着/買い物困難者向け店舗のご提案

経済産業省「買い物困難者対策に資する新たな流通事業コンテスト」優秀賞受賞



株式会社ローソン 法人ビジネス部

目指す姿

LAWSON



困ったときに頼れる マチのほっとステーション



ローソンからの提案

LAWSON

『地方における出店のあり方』



①投資をかけない
改装せずそのままの施設を使用



②人件費・賃料等の経費をかけない
無人の可能性模索、省人化で
経費削減、低い売上でも成立する



③廃棄を出さない
冷凍食品、ドライ、長鮮度商品
をメインに品揃え

○いつでも自由に買い物ができる(SM代替CVS)

地域共生CVS(生鮮品の品揃え/フードロス対策/災害時備蓄倉庫/生活インフラ

○いつでも地域みんなが集まる(人・地域のつながる交流拠点)

オンライン行政機能/情報収集(リモート拠点)/地域コミュニティカフェ

○全国展開が可能

基本的に投資資金をかけないモデル/行政の交付金を活用し企業側の投資減

地域の方、自治体とWIN-WINの関係を築くことが可能なモデルです